

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会幹事会規程(以下「幹事会規程」という。)第 8 条第 2 項の規定に基づき、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 専門部会は、幹事長の指示を受け、幹事会規程第 8 条第 1 項に規定する事項のほか、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約第 3 条に規定する事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第 3 条 専門部会は、幕別町、更別村及び忠類村の常勤の一般職員をもって組織する。

2 専門部会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整するため、専門部会に分科会を置く。

3 専門部会及び分科会は、別表のとおりとし、幕別町、更別村及び忠類村のそれぞれ関係する所管部課等の職員をもって充てる。

(役員)

第 4 条 専門部会に、部会長及び副部会長 2 名を置く。

2 分科会に、分科会長及び副分科会長 2 名を置く。

3 部会長及び副部会長並びに分科会長及び副分科会長は、幹事会が指名する。

(役員職務)

第 5 条 部会長は専門部会を、分科会長は分科会の会務を総理する。

2 副部会長は部会長を、副分科会長は分科会長を補佐する。

3 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する順位による副部会長がその部会長の職務を代理し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する順位による副分科会長がその分科会長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門部会の会議及び分科会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長の要請により、又は部会長若しくは分科会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。この場合において、会議に参加する者は、その属する町村の部課等の長が役員と協議して、その都度決定するものとする。

2 部会長及び分科会長(以下「部会長等という。’)は、会議の議長となる。

3 部会長等は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 会議は、必要に応じて関係する部会又は分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は専門部会の協議経過及び結果を幹事会に、分科会長は分科会の協議経過及び結果をその属する専門部会及び協議会の事務局に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会又は分科会の庶務は、それぞれの部会長等の属する町村の部課等が行うものとする。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項に定める者(開催町村に居住する者を除く。)が会議に出席したときは、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会委員の報酬及び旅費等に関する規程第3条の規定を準用して費用弁償を支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専 門 部 会	分 科 会
総 務	行 政
	人 事
	財 政
	会 計
	管 財
税 務	税 務
企 画	企 画
	電 算
保 健 福 祉	社 会 福 祉
	児 童 福 祉
	高 齢 者 福 祉
	保 健
住 民	国 保 年 金
	住 民
	環 境 衛 生
	交 通 防 災
産 業	農 林
	商 工 観 光
	土 地 改 良
建 設	土 木
	建 築
上 下 水 道	水 道
	下 水 道
教 育	学 校 教 育
	社 会 教 育
議 会	議 会
農 業 委 員 会	農 業 委 員 会
消 防	消 防